

防火・避難基準適合防火対象物公表制度実施要綱

2013年（平成25年）5月1日制定

2014年（平成26年）4月1日改正

2016年（平成28年）4月1日改正

2019年（令和元年）8月6日改正

2020年（令和2年）8月13日改正

2021年（令和3年）2月1日改正

（目的）

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物へ消防署長（以下「署長」という。）が立入検査等を行い、防火上一定の基準に適合する旨を公表するための制度（以下「防火・避難基準適合防火対象物公表制度」という。）について必要な事項を定め、防火対象物における防火管理業務の適正化並びに消防用設備等の設置及び維持管理を促進するとともに、防火対象物を利用する住民自らが防火対象物の安全情報を確認し、防火上の安全性を判断できることを目的とする。

（防火・避難基準適合防火対象物公表制度の対象とする防火対象物）

第2条 防火・避難基準適合防火対象物公表制度の対象とする防火対象物（以下「公表制度対象物」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2の防火対象物

(2) 前号に定めるもののほか、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（5）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（5）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下「ホテル・旅館等」という。）並びにホテル・旅館等と同一敷地内にある令別表第1に掲げる防火対象物（ホテル・旅館等と管理について権原を有する者が同一であるものに限る。）

（公表制度対象物の審査基準）

第3条 公表制度対象物の審査基準は、別表のとおりとする。

（立入検査及び審査）

第4条 署長は、公表制度対象物が審査基準に適合しているかについて、1年に1回以上立入検査及び審査（以下「検査等」という。）を実施するものとする。ただし、審査基準のうち建築基準法令3項目（建築構造、防火区画及び階段）については、必要に応じて特定行政庁に意見を求めるなどし、火災予防上の見地から防火・避難に関する支障の

有無により判断するものとする。

- 2 検査等の際、現に増築又は模様替え等の工事中の公表制度対象物については、増築又は模様替え等の工事中の部分を除いた部分について判断するものとし、当該増築又は模様替え等の工事が終了した後、増築又は模様替え等の工事を行った部分を含めた防火対象物全体について再度判断するものとする。
- 3 署長は、検査等の結果を局長に速やかに報告するものとする。

(公表)

第5条 局長は、公表制度対象物の検査等の結果が審査基準に適合していると認め、当該公表制度対象物の所有者等（法第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。）から別記様式第1号により同意を得たときは、当該公表制度対象物を適合防火対象物として、事業所名称、用途、所在地等について、福山地区消防組合、福山市、府中市及び神石高原町のホームページ（以下「ホームページ」という。）により公表するものとする。

- 2 前項による公表は、原則として、敷地ごとに行うものとし、同一敷地内に複数の公表制度対象物が存する場合は、当該公表制度対象物の全てが審査基準に適合した場合に公表するものとする。ただし、当該公表制度対象物の管理について権原を有する者が異なる場合は、この限りでない。

- 3 ホームページの更新は毎月1回行うものとする。

- 4 局長又は署長は、住民から電話等による照会があった場合は、ホームページの情報を回答するものとする。

(審査基準適合認定日)

第6条 審査基準適合認定日は、前条第1項の規定により審査基準に適合していると局長が認めた日とする。

- 2 適合防火対象物が継続して審査基準に適合している場合、ホームページ上に掲載する審査基準適合認定日は、前項の規定により認められた最初の日とする。

- 3 審査基準適合継続年月は、ホームページ上に掲載する審査基準適合認定日からホームページ更新日までの期間とする。

(公表期限)

第7条 公表期限は、審査基準適合認定日のうち最も遅い日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(公表の取消し)

第8条 局長は、適合防火対象物が、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームページ上の「適合防火対象物一覧表」から適合防火対象物の情報を削除するものとする。

- (1) 適合防火対象物の所有者等が、別記様式第2号により公表の中止を申し出たとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により適合を受けたことが判明したとき。

- (3) 公表期限が経過したとき。
- (4) 公表制度対象物に該当しなくなったことを確認したとき。
- (5) 事業を廃止又は休止したことを確認したとき。
- (6) 第4条に規定する検査等において審査基準に適合しないことが判明したとき。
- (7) 適合防火対象物において火災が発生したとき（出火原因及び出火時の対応について，所有者等の責に帰すべき事由のないものを除く。）。
- (8) その他局長が必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）2月1日から施行する。